

無権代理の相手方の催告権 宅建 H16-02-2 <<#552>>

【問】 正誤をつけよ。

B所有の土地をAがBの代理人として、Cとの間で売買契約を締結した。Aが無権代理人である場合、CはBに対して相当の期間を定めて、その期間内に追認するか否かを催告することができ、Bが期間内に確答をしない場合には、追認とみなされ本件売買契約は有効となる。

【答え】 誤り

<<ポイント>> 無権代理の相手方の催告権 【宅建 たまに出題】

無権代理において、相手方は、本人に対し、相当の期間を定めて、その期間内に追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、本人がその期間内に確答をしないときは、追認を拒絶したものとみなす。（民法 114 条）